

整理番号	計調-法申-18
------	----------

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	計画調整局建築指導部建築企画課 (06-6208-9300)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	接道義務の特例認定
概 要	<p>建築基準法第43条第1項では、「建築物の敷地は、道路に2m以上接しなければならない」と規定されています。</p> <p>ただし、同条第2項第1号では、その敷地が国土交通省令で定める基準に適合する幅員4m以上の道に2m以上接する建築物のうち、利用者が少数であるものとしてその用途及び規模に関し国土交通省令で定める基準に適合するもので、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものについては、第1項の規定を適用しないと規定されています。</p>
根拠法令等 及び条項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築基準法第43条第2項第1号 ・ 建築基準法施行令第144条の4第1項 ・ 建築基準法施行規則第10条の3第3項 ・ 建築基準法第43条第2項第1号認定取扱要綱 ・ 建築基準法第43条第2項第1号認定申請の手続き要領 <p>（上記要綱、要領については、計画調整局 建築指導部 建築企画課 窓口にて設置）</p>
審査基準	<ul style="list-style-type: none"> ■ 道等の要件 <ul style="list-style-type: none"> ・ 幅員は4m以上であること ・ おおむね20年以上一般の通行の用に供されていること ・ 建築基準法施行令第144条の4第1項各号に掲げる基準に適合していること ■ 建築物の敷地、用途、構造等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物の敷地面積は60㎡以上とすること ・ 建築物の用途は、その敷地が公共用の道に接する場合は、法別表第1（い）欄（1）項に掲げる用途以外の用途、その敷地がその他の道に接する場合は、一戸建ての住宅、長屋又は法別表第2（い）項第2号に掲げる用途であること ・ 延べ面積が500㎡以内であること ■ 関係権利者の承諾（建築主は、以下の者の承諾を得なければならない） <ul style="list-style-type: none"> ・ 道の敷地の土地所有者 ・ 道の敷地に関して権利を有する者 ・ 建築基準法施行令第144条の4第1項各号に掲げる基準に適合するように管理する者 <p>上記記載のほか、「建築基準法第43条第2項第1号認定取扱要綱」及び「建築基準法第43条第2項第1号認定申請の手続き要領」等を必ずご確認ください。</p>
標準処理期間	30日
経由日数	なし
提出先	計画調整局 建築指導部 建築企画課
提出時期	随時
提出方法	<p>建築企画課及び関係協議先と事前協議を行ったうえ、許可申請書及び添付図書（正副2部）を作成してください。建築企画課窓口で納付書を発行しますので指定金融機関で手数料を納付し、上記提出先まで提出してください。</p>
手数料	¥27,000
相談窓口	計画調整局 建築指導部 建築企画課
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000012309.html
備 考	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事前に建築企画課、関係協議先と協議を行ったうえ、申請を行ってください。